

見守り 新鮮情報

あいさつ回りだと言って訪問してきた新聞の勧誘員から、「お米や洗剤をあげるから」などと言われ**新聞の勧誘**を受けた。**目が不自由**なので**断った**にも関わらず、**3カ月**間の**新聞購読の契約**をする

ことになってしまった。**契約書**には、**勧誘員が代わりにサイン**をした。その後、販売店からお礼の電話があったので、**解約したい**と申し出たら、勧誘員が再度訪問して来て「**解約するとは何だ**」と言われた。

(当事者：40歳代 女性)



目が不自由なのに… 新聞の訪問販売トラブル

ひとこと助言



- ドアを開ける前に、訪問者や用件などをよく確認し、必要なければドアを開けないうちにきっぱりと断ることが大切です。景品を置いて行かれても、契約するつもりがない場合は、使用せず返せるようにしておきましょう。
- 周囲の人も、一人暮らしの障がい者や高齢者の家に見知らぬ人が出入りしていないか、生活に変わった様子がないか等、日ごろから気を配りましょう。
- 民生委員や介護関係者などとすぐ連絡が取れる環境を整えておくことも大切です。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。